

東白川CATV番組基準

東白川CATVは、村民の為の放送機関として、放送の公正化を保ち、不偏不党の立場を守り、豊かでありよい放送を行うことで、村民の生活と福祉の増進、文化の向上、産業と経済の発展に役立つように最善を尽くします。

この自覚に基づき、東白川CATVはその放送において

- 1 村民の安心・安全の理想実現に寄与し、村民の幸福に貢献する。
- 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る。
- 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図ることに貢献する。
- 4 本村の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する。
- 5 放送の権威と品位を保ち、村民の期待と要望に沿う。
- 6 放送を通じて、本村の農業並びに産業に貢献する。

ものであることを基本原則として、東白川CATV放送番組基準を定める。

次の基準は、東白川CATVで放送する「自主放送」に適用する。（「自主放送」とは「同時再放送」以外の有線テレビジョン放送をいう。）

【第1章 放送番組の基準】

第1項 人権・人格・名誉

- 1 人権を守り人格を尊重する。
- 2 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用をそこなうような放送はしない。
- 3 個人情報取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。
- 4 人種、性別、職業、境遇、信条などによって取り扱いを差別しない。

第2項 人種・民族・国際関係

- 1 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
- 2 国際親善を妨げるような放送はしない。

第3項 宗教

- 1 基本的に宗教に関する放送は扱わないが、扱う場合は信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。

第4項 法と政治

- 1 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない。
- 2 国、県、村及びその機関の権威を傷つけるような取り扱いはしない。
- 3 政治に関する放送は扱わないが、扱う場合は公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。
- 4 選挙の事前運動に疑いがあるものは取り扱わない。
- 5 政治・経済上の諸問題で、村民に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、特に慎重を期する。

第5項 論争・裁判

- 1 論争・裁判に関する放送は取り扱わない。

第6項 家庭と社会生活

- 1 結婚はまじめに取り扱い、家庭生活を尊重する。
- 2 村民生活を安らかにすることに努め、また相互扶助の精神を高めるようにする。
- 3 公安および公益をみだすような放送はしない。
- 4 社会の秩序、良い風俗、習慣を乱すような言動は肯定的に扱わない。
- 5 公衆道徳を尊重し、社会常識に反する言動に共感を起こさせたり、模倣の気持ちを起こさせるような取り扱いをしない。
- 6 暴力行為はどのような場合にも是認しない。

第7項 地域文化

- 1 地域の多様性を尊重し、地域文化の創造に役立つ放送を行う。

第8項 放送の責任

- 1 番組は事実に基づいて放送し、公正でなければならない。
- 2 取材・編集にあたっては、一方に偏るなど視聴者に誤解を与えないように注意する。
- 3 事実の報道であっても、陰惨な場面の細かい表現は避けなければならない。

第9項 風俗

- 1 人命を軽視したり、自殺を賛美したりしない。
- 2 性に関する問題は、まじめに、品位を失わないように取り扱う。
- 3 不健全な男女関係を魅力的に取り扱ったり、肯定するような表現はしない。

第10項 犯罪

- 1 犯罪に関する放送は行わない。

第11項 表現

- 1 わかりやすい表現を用い、適正な言葉と文字を用いるようにつとめる。
- 2 放送の言葉は、原則として共通語によるものとし、必要により方言を用いる。
- 3 下品な言葉づかいは避け、卑わいな言葉や動作による表現はしない。
- 4 人心に恐怖や不安または不快の念を起させるような表現はしない。
- 5 残忍な行為や肉体の苦痛を詳細に描写したり、誇大に暗示したりしない。
- 6 通常知覚できない技法で、潜在意識に働きかける表現をしない。(サブリミナル的手法)
- 7 アニメーション等の映像手法を扱う時は、身体への影響に配慮する。
- 8 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を十分考慮する。
- 9 ニュース、臨時ニュース、公示事項、気象通報などの放送形式を番組の効果等に用いる時は事実と混同されることのないよう慎重に取り扱う。

10 迷信は肯定的に扱わない。

11 精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々や家族の感情に配慮しなければならない。

第12項 広告

1 村外からの依頼による営業広告または売名的宣伝を目的とする放送は行わない。

2 放送中に、特定の団体名または個人名あるいは職業、商号および商品名が含まれる場合は、それが、その放送の本質的要素であるかどうか、または演出上やむをえないものかどうかを公正に判断して、その取り扱いを決定する。

第13項 懸賞

1 懸賞に関する放送は行わない。但し作品の募集等にあたっては、その優劣を判断する基準と賞品の内容とを明らかに公表する。

第14項 訂正

1 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

【第2章 放送内容の基本事項】

第1項 地域の話題

1 東白川CATV設置の経緯を深く理解し番組作成を行う。

2 言論の自由を維持し、事実を放送する。

2 大多数の要望ばかりでなく、あらゆる階層の要望も満たすようにつとめる。

4 社会的関心を高め、また、生活文化についての知識を深めるようにつとめる。

5 児童に与える影響を考慮し、豊かな情操と健全な精神を養うようにつとめる。

6 広く村民を取り上げる事に配慮し、特定の人物や関係者が多く出るような撮影及び編集を避ける。

第2項 各種コーナーなど

1 料理、体操などを紹介する事で、健康増進と生活向上につながる番組制作を行う。

2 方言、歴史など後世に伝え、残したい民俗、文化的遺産を積極的に取り上げる。

3 高齢者の体験談などを取り上げ、伝統継承につとめる。

4 村診療所、保健福祉機関などと連携して村民の健康増進につながる番組作成を行う。

5 文字放送、気象放送、ライブカメラなどにより、村民への情報提供を行う。

第3項 その他

1 アニメーション等の映像手法を利用する場合は、日本放送協会並びに(一社)日本民間放送連盟が定めたガイドラインに沿って行う。

東白川CATVでは、本番組基準を守り、これからも村民の皆様信頼される放送番組の制作に努めてまいります。